

# 適正化だより

令和8年3月

滋賀県トラック協会適正化事業課

- ① 適正化事業ページ 「危険予知トレーニング」 更新中！
- ② 2026年度 安全性評価事業申請案説明会を開催します！！
- ③ 令和8年4月1日施行 貨物自動車運送事業法改正について

## ① <適正化事業ページ内の「危険予知トレーニング」 更新中です>

令和7年4月10日より滋賀県トラック協会HP内の適正化事業ページに危険予知トレーニングの教材動画の掲載を始め、1年が経過し、トレーニング教材も6パターンに拡充しました。

会員の皆さま、日々の学習やトレーニングにぜひご活用ください。

ご利用の際はパスワードが必要になります。（「お知らせ」表紙に掲載）



## ② <2026年度安全性評価事業申請案内説明会>の開催について>

日時：令和8年5月15日（金）14時～

開催場所：滋賀県トラック総合会館4F 守山市木浜町2298-4

申込み方法：滋賀県トラック協会HP内の適正化事業ページ→研修会・セミナー情報から（受付中）



## ③ <令和8年4月1日施行 貨物自動車運送事業法改正>について>

### ●違法な「白トラ」に係る荷主等への是正指導

許可を受けずに有償で運送行為を行うトラック（白トラ）の「利用」を禁止（100万円以下の罰金）。「荷主等」に対して是正指導を実施されます。

### ●委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化されます。

### ●運送契約書面の交付義務・実運送体制管理簿の作成義務対象者の拡大

現行法は、運送契約書面の相互交付、実運送体制管理簿の作成義務を負うのは元請である「一般貨物自動車運送事業者」ですが、今後は元請となる「貨物利用運送事業者」に対しても義務が課されます。